

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月11日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第62号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1中「1,132,000円」を「1,129,000円」に、「913,000円」を「911,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。